要措置区域台帳

八王子市

整理番号 整一6	- 5 指定年	月日・指定番号	令和7年(2025年)) 3月10日・要-11	所在地	八	王子市東灣	長川町 553 番 34 の一部
調製・訂正年月日	·		令和7年((2025年) 3月31	∃ 調製			
要措置区域の概況		事業)	用地			面積	_	387.52m^2
地下水汚染の有無(土壤溶出量基準不適	合の場合)				有	· (無)	
法第14条第3項の規定	定に基づき指定された	た要措置区域にあってい	は、その旨			-	_	
最大形質変更深さよ	り1メートルを超え	る深さの位置について	て試料採取等					
の対象としなかった	土壤汚染状況調査の	結果により指定された	と要措置区域					
にあっては、その旨、	、当該試料採取等の	対象としなかった深さの	の位置及び特			_		
定有害物質の種類								
土壌汚染のおそれの	把握等、試料採取等	を行う区画の選定等又は	は試料採取等					
を省略した土壌汚染	状況調査の結果によ	り指定された要措置図	区域にあって			-	_	
は、その旨及び当該	省略の理由							
	報告受理年月日	指定に係る特定有質	害物質の種類	適台	トしない基準	準項目		指定調査機関の名称
要措置区域内の合和	和6年(2024年)12月27日	六価クロムイ	化合物	含有量基準(沒	空出量基準)第二濱	8出量基準	株式会社環境管理センター
土壌の汚染状態				含有量基準・溶	容出量基準 ·	・第二落	8出量基準	
				含有量基準・溶		・第二落	8出量基準	
	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質	の変更の種類	実施	者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
土地の形質の変							有・無	
更の実施状況							有・無	
							有・無	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 「要措置区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

1. 調查概要

(1) 目 的

本調査は、調査対象地において土壌汚染対策法に基づく土壌調査を実施し、調査対象地における土壌汚染等の有無を確認することを目的とした。

(2) 調查対象地

・名 称:光ビジネスフォーム株式会社 高尾工場

·調查対象地:東京都八王子市東浅川町 553 番地(住居表示)

東京都八王子市東浅川町 552 番 21、553 番 34、37 (地番)

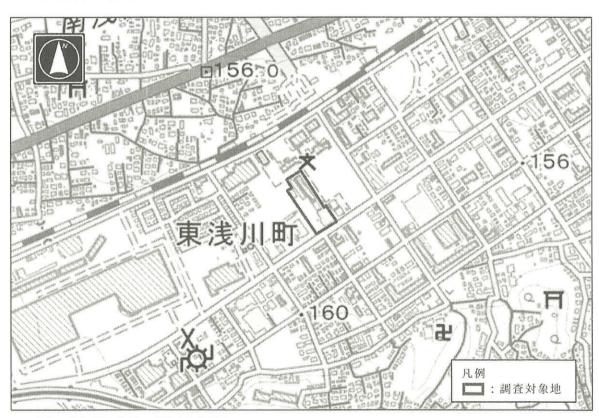
・土 地 所 有 者: 光ビジネスフォーム株式会社

·調查対象面積: 4,506.00m2 (CAD 求積面積)

・現 在 の 用 途: 工場、事務所

·用途地域:準工業地域

調査対象地の位置図を図1-1に示す。



出典:「地理院地図」(国土地理院)

図 1-1 調查対象地位置図

土壌汚染状況調査結果報告シート

1. 調査概要				
調査対象地 住居表示	八王子	市	東浅川町553番地	別紙3 P.1
地番	八王子	市	東浅川町552番21、553番34、37	が飛び P.1
今回報告範囲	※全体の調査対象地	!に対し、分割	削して報告する場合	
工業専用地域の有無	無		調査対象地の用途地域が工業専用地域である場合(調査対 象地の一部も含む)は「有」を選択してください。	
条例施行規則第55条第3項地域 有無	まの 無		第55条第3項地域については、環境局ホームページの「埋立 地の特例の対象地域参考図」をご参照ください。	
今回調査対象地面積		4,506.00	m [*]	別紙3 P.1
深度限定の有無	無			
		<i>p</i>		
指定調査機関名	株式会	社環境管理	センター	
指定調査機関の指定番号	指定番·	号2003-8-20	027	
準拠法令等		•	土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)	/
		•	同法施行令(平成14年政令第336号)、同法施行規則(平成 14年環境省令第29号) 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン (最新版 環境省水・大気環境局土壌環境課) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年 東京都条例第215号)	
			東京都土壤汚染対策指針(平成31年4月1日施行)	

2. 地歷調査結果	果概要(調査対象地の土壌汚	5染のおそれの把握)			
有害物質取扱事	業場の設置履歴	有			
		・光ビジネスフォー <i>L</i> ・社団法人 日本道 ・日本ベロー工業株 ・梶山合成樹脂株式	路建設業協会 式会社		
	使用状況とその形態	物、ふっ素を含む製フォークリフト(ガソリがある。社団を含む型ーンを含むして、	品を使用しているこう にいるでは、 になるでは、 になるでは、 になるでは、 になるでは、 になるでは、 になるでは、 になるでは、 になるでは、 になるですが、 になるですがはないですが、 になるですがはないですが、 になるですがはないですがはないですがはないですがはないできないですがはないできないですがはないですがはないですがはないですがはないですがはないですがはないですがはないできないですがはないできないですがはないできないできないですがはないできないできないできないできないできないできないできないできないできないでき	こよると、金属加工、ヘルメット製造(プラス 在認され、ベローズ洗浄の際には青酸カリ	
地表の高さの変 経緯	更(盛土、埋土等)の	無			
既往調査·対策の	の経緯	無			
その他の経緯		無			
))		711			
汚染のおそれと	その由来	•	人為由来による汚 (おそれを否定でき 自然由来による汚 水面埋立て用材料	ない)	別紙2 別紙
試料採取等対象 その理由	物質の種類と	第一種特定有害物質	質	日本ベロー工業株式会社および梶山合成 樹脂株式会社の使用状況が不明のため	
1000 Ser 10000 10000		第二種特定有害物質	質	使日本ベロー工業株式会社および梶山合 成樹脂株式会社の用状況が不明のため	1 /
=		ポリ塩化ビフェニル(PCB)	日本ベロー工業株式会社および梶山合成 樹脂株式会社の使用状況が不明のため	1 /
		シアン化合物 /		光ビジネスフォーム株式会社の使用物質	1 /
		ふっ素及びその化合	洽物 (光ビジネスフォーム株式会社の使用物質] /
		トリクロロエチレン	40	社団法人 日本道路建設業協会の使用物質	
(_)		鉛及びその化合物	1	光ビジネスフォーム株式会社の使用物質] /
/ · · · ·		ベンゼン /		光ビジネスフォーム株式会社、社団法人 日本道路建設業協会の使用物質	
採取等の対象 の理由	生が否定できないものの試料 なとしない特定有害物質とそ				
それの区分の	土壌汚染が存在するおそれ が比較的多いと 認められる土地	ソリン給油場所	建設業協会:立地して は会社:立地していたと		別紙2 別紙
	土壌汚染が存在するおそれ が少ないと認められる 土地	調査対象地のうち、	上記以外の範囲全地	域	別紙3 P.4
	土壌汚染が存在するおそれ がないと認められる土地	対象外]
	現地表面の汚染のおそれの	有			,
	有無とその理由	地般面の変更に関っ	する情報が得られて	いないため、原則として現状地盤を対象と	1 /
が生じた場所 の位置(断面)		した。			
が生じた場所 の位置(断面)	現在の地表より深い位置の汚染のおそれの有無とその	した。	· ·		

3-1. 単位区面	画の設定											
起点の位置	X座標、Y座標	X座標: -39211 世界測地系の平		Y座標: 系(9系)に	-48907.5 基づく	509						
	その他	MEDIKAN EME						l				
記点の高さ		TP 158.08	2	m	その他		m					
記点の高さを計	測した場所(面)	舗装面				10000						
との定義		座標北			·-							
回転角度		56 度	17	7 分		22.00	秒					
その他												
3-2. 土壤調3	※調査地点位置図を						A.	に示す	-			
見地試料採取	ガス採取	令和6年10月21E										
明間	土壤採取	令和6年10月22E				distribution distribution and						
室内分析期間	人物具有应证	令和6年10月22日			<i>₹</i> 7 1 1 = ₹7 14	> 1a 7 -1-11b	A1. W / L DT = 1					
式料採取等対 を物質と試料 採取を行う区	全部対象区画	土壌汚染が存在 「全部対象区画」 「土壌汚染が存在	とした。				含む単位区画を	別紙3	P.12			
画の選定	一部対象区画	ち、全部対象区画	で除いた区	画を「一部	对象区画	」とした。		12 19				
第一種特定有 害物質の土壌 ゴス採取方法	全部対象区画	全部対象区画で 有害物質の取り 査地点を設定した	及いの可能性					別紙3	P.12			
	一部対象区画	一部対象区画で 内である場合には し、30m格子の中	よ、当該30m	格子の中	心を含む単			別紙3	P.12			
	一部対象区画において土壌 ガスが検出された30m格子	対象区画無し		12					/			
	トラベルブランク試験の 有無	有							_/			
	値の補正の有無	無] /				
		濃度の増減は土 20 %未満										
第一種特定有語 试料採取方法	客物質のボーリングによる	土壌ガス中に特別である。	定有害物質が	が検出され	なかったた	こめ、ボーリンク	が調査は未実施					
	帯水層底面が	-										
	確認された深度	_	m									
第二種、第三 種特定有害物質の試料採取 方法	全部対象区画	全部対象区画は さ5cmから50cmま 合は、それら被覆	での土壌)を	採取した。	コンクリー	ト、砕石等に被	その下層土壌(深 な覆されている場					
<i>(</i> -)	一部対象区画	一部対象区画は とした。	、30m格子内	内の試料採	取等区画	の土壌試料を	等量混合し1検体	別紙3	P,20			

-

3-3. 地下	水調査方法		
		E 別紙3 P.27 図6-1	に示す。
現地試料採	取 代表地点	令和6年11月25日~令和6年11月27日	
期間	対象地境界	-	
室内分析期	間 代表地点	令和6年11月26日~令和6年12月3日	
14,000,000	対象地境界	-	
行う位置代	取等対象物質と地下水採取を の選定(平面)	30m格子ごとに当該30m格子内にあたる土壌溶出量の最も高い1区画で採取した。	別紙3 P.26
	取等対象物質と地下水採取を D選定(断面)	地下水位及び周辺柱状図から最初の帯水層が存在している範囲にスクリーンを 設置した。 スクリーン深度: GL-8.0m~-10.0m	別紙3 P.28
	帯水層底面が 確認された深度	確認されなかった。 - m	
行う位置対	取等対象物質と地下水採取を の選定(平面)		
象地下水揺 地行う深さ	取等対象物質と地下水採取を の選定(断面)		
	帯水層底面が 確認された深度	m	
地下水試料	採取方法	ガイドラインAppendix-7.地下水試料採取方法に示される方法で実施した。なお、 土壌調査で基準不適合となった以下の物質について、地下水調査を実施した。	別紙3 P28



4. 調査結果概要

※1 調査結果一覧表を 別紙3 P.22 表2-4、P.23 表2-5(1)~(2)

に示す。

※2 調査結果総括図を 別紙3 P.25 図2-6

に示す。

ガス採取		令和6年10月21日	
土壤採取	***************************************	令和6年10月22日~令和6年11月1日	
	代表地点	令和6年11月25日~令和6年11月27日	
地下水	対象地境界	•••	***************************************

		T		土壌ガス		***************************************		土壤	ガス(地下	7K)		
分類	調査対象物質	基準 (ppm) *	調査 対象 区画数	最大 濃度 (ppm)	ガス 検出 区画数	試料 採取等 の省略	基準 (mg/I)	調査 対象 区画数	測定 結果 (mg/l)	基準 超過 区面数	試料 採取等 の省略	2.4
	トリクロロエチレン	0.1	46	ND	0	無	0.01					4
	テトラクロロエチレン	0.1	36	ND	0	無	0.01					4
	ジクロロメタン	0.1	36	ND	0	無	0.02					
揮第	クロロエチレン	0.1	46	ND	0	無	0.002					
発種	四塩化炭素	0.1	36	ND	0	無	0.002					
性特有	1、2-ジクロロエタン	0.1	36	ПD	0	無	0.004					
機有	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	46	ND	0	無	0.1					
合憲	1, 2-ジクロロエチレン	0.1	46	ND	0	無	0.04					
(発性有機化合物)	1、1、1ートリクロロエタン	0.1	36	ND	0	無	1					
~ ~ ~ ·	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.1	36	ND	0	無	0.006			T		
	1, 3-ジクロロプロペン	0.1	36	, ND	0	無	0.002					
	ベンゼン	0.05	46	ND	0	無	0.01					

	ヘンセン	0.05	40	NL	U	785	0,01				<u> </u>					
)					溶出	量調査				代表地点 地下2	における と調査			対象地境/	界における 大調査	>
分類	調査対象物質	基準 (mg/l) *	調査 対象 区画数	最深 調査 深度 (m)担1	最大 濃度 (mg/l)	最大 汚染 深度	基準 超過 区画数 注)3	試料 採取等 の省略	試料 採取 区画数	最大 濃度 (mg/l)	基準 超過 区画数	試料 採取等 の省略	試料 採取 地点数	最大 濃度 (mg/l)	基準 超過 地点数	試料 採取等 の省略
	トリクロロエチレン	0.01														
	テトラクロロエチレン	0.01														
	ジクロロメタン	0.02														
運第	クロロエチレン	0,002														
発種	四塩化炭素	0,002														
発性有機化合物 種特定有害物質	1, 2-ジクロロエタン	0.004														
機有	1, 1-ジクロロエチレン	0.1														
台書	1、2-ジクロロエチレン	0.04														
物質	1、1、1-トリクロロエタン	1														
Page 1	1, 1, 2-トリクロロエタン	0,006														
	1, 3-ジクロロプロペン	0.002														
	ベンゼン	0.01														
	カドミウム及びその化合物	0,003	36	1	<0.0003	I	0	無								
	シアン化合物	0.1	46	/	<0.1	1	0	無								
へ 特	鉛及びその化合物	0.01	46		0,001	- 1	0	無								
定金	六価クロム化合物	0.05	36		0.063		4	無	3	<0.005	0	無				
第二種 第二種	砒素及びその化合物	0.01	36		0.004		0	無								
等物種	水銀及びその化合物	0.0005	36		<0.0005	/	0	無								
一質	セレン及びその化合物	0.01	36	/	0.001	1	0	無								
	ほう業及びその化合物	1	36		<0.1	1	0	無								
	ふっ素及びその化合物	0.8	46	/	0.43		0	無								
	有機燐化合物	0.1														
製菓 物質 物質 第三種	ポリ塩化ビフェニル	0,0005	36		<0.0005		0	無								
物定型	チウラム	0.006				1										
害種	シマジン	0.003		/		/										
	チオベンカルブ	0.02		/		1										

*基準欄の斜字:の基準は、「不検出」を示す。

			含有量調査							
分類	調査対象物質	基準	調査	最深	最大	最大	基準	試料		
万規	胡思对象物具	(mg/kg)	対象	調査	濃度	污染 深度	超過	採取等		
			区画数	深度(m)	(mg/kg)	(m)	区画数	の省略		
E	カドミウム及びその化合物	45	36		<1.0	/	0	無		
	シアン化合物	50	46	/	<5	/	0	無		
~特	鉛及びその化合物	150	46	/	43	/	0	無		
(宣金属等) 第二種	六価クロム化合物	250	36	/	<10	/	0	無		
照客 二	砒素及びその化合物	150	36	/	<10	/	0 無			
等物程	水銀及びその化合物	15	36	/	<1.0		0	無		
₩	セレン及びその化合物	150	36		<1.0]/	0	無		
	ほう業及びその化合物	4000	36		<50		0	無		
	ふっ素及びその化合物	4000	46		110	/	0	無		
基準不適	合範囲の地番	八王子市	東浅川	町553番3	4					
基準不過	適合範囲の面積 ^{生)2} (m²)	II.	387	.52						
污染原因	因	特定又は	推定が	できなかっ	った_					
備考	調査対象区画数		4	6		区画				
	濃度範囲の数値の着色	は基準不	適合又	は第二溶	出量基準	「不適合で	あること	を示す。		

●区画数は、調査対象地内の単位区画(10mメッシュ)の合計数を記載ください。

(30mメッシュの調査(一部調査対象区画の調査)を行った範囲については調査対象区画数、自然由来特例調査を行った範囲についてはその間の対象区画数として計算してください。 ②第一種特定有害物質の溶出量調査で代表地点でボーリングを行った場合は、ガス検出範囲を含めた区画数で計算し

②統合された区画は1区画と数えてください。
③統合された区画は1区画と数えてください。
④土壌汚染の存在するおそれがないと認められる範囲の区画数は含めないでください。
⑤全体の調査範囲に対し、分割して報告書を作成している場合、原則、当報告書で報告する範囲の区画数でまとめてください。

- 注)1 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の詳細調査の結果を報告する場合は、詳細調査(深度方向調査)結果報告シートを作成してください。 なお、詳細調査結果は、法に基づく調査の場合は第7条第1項又は第12条第1項、条例に基づく調査の場合は第117条 第3項の届出で報告してもかまいません。
- 注)2 土壌ガス等を検出しボーリング調査を実施した場合には、ボーリング調査結果も踏まえて基準不適合範囲の面積を記入してください。

